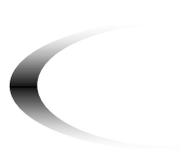




# 第6章 高齢者施策の展開



(実績数値)

### 1 社会参加の促進

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身の社会参加が重要です。高齢者が積極的に社会活動に参加することは、生活基盤の担い手としての役割が期待できるとともに、本人の生きがい対策や介護予防、ひいては地域全体の活性化につながります。

#### (1) 老人クラブの活性化

##### 概要

老人クラブは、高齢者の生きがい・健康づくり活動を促進する組織として重要な位置を占めていることから、高齢者の更なる社会参加を促進するため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに補助金を交付し、その活動を支援しています。

しかしながら、会員数は減少傾向にあることから、活動の継続が困難となっているクラブも存在します。

##### 今後の展開

第7期計画においても、引き続き補助金を交付するほか、高齢者の社会参加が促進されるよう、新規クラブの設立、あるいは合併も視野に入れ、活動の活性化を支援していきます。

また、老人クラブ連合会と連携し、健康づくり研修会やグラウンドゴルフ、ゲートボール大会等の開催を通じて、高齢者の健康保持と生きがいづくりを図っていきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
単位老人クラブ数	35クラブ	35クラブ	35クラブ
老人クラブ会員数	1,300人	1,300人	1,300人

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
単位老人クラブ数	34クラブ	33クラブ	35クラブ
老人クラブ会員数	1,171人	1,072人	1,230人

#### (2) 高齢者の活動の場づくり

##### 概要

高齢者の生きがいと社会参加の促進、閉じこもり予防を図るため、各地区の集会所等で自主的に運営している「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防を目的として結成された自主グループに補助金を交付し、その活動を支援しています。

自主グループ数は徐々に増加傾向にあるものの、「ふれあい・いきいきサロン」については、担い手の高齢化により活動の継続が困難となっている団体もあり、担い手の育成が課題となっています。

## 今後の展開

第7期計画においても、引き続き補助金を交付し、高齢者による自主的な通いの場づくりを支援してまいります。

また、介護予防リーダー養成講座を開催し、活動の担い手となるボランティアの育成支援に努めてまいります。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域住民グループ数	115 団体	115 団体	115 団体

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
地域住民グループ数	117 団体	111 団体	115 団体

## (3) 就労の促進

### 概要

市内3か所でハローワークによる就職相談を実施しているほか、美祢市就職相談室においても高齢者からの就労相談に応じています。

また、高齢者の持つ経験や技能、知識等が十分に活かせるよう、シルバー人材センターの事業推進の支援に努めています。

## 今後の展開

第7期計画においても、ハローワークと連携を図りながら、高齢者の就労の場の確保に努め、相談者の希望に沿った支援を継続的に行うとともに、求人情報の収集を積極的に行ってまいります。

また、高齢者の豊富な経験や技能、知識等を社会に活かせるよう、シルバー人材センターの運営を支援し、幅広い就業機会を確保することで、高齢者の更なる生きがいづくりや社会参加を促進してまいります。

## 2 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者がそれぞれの生活スタイルに合わせた生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりは、身体的、精神的な健康を保ち、いきいきとした生活を続けるためには欠かせないものです。

第7期計画においても、様々な機会や場を通じて、学習活動やスポーツに積極的に取り組むことができるよう、活動機会の提供や支援体制の充実を図ります。

## (1) 生涯を通じた学習機会の提供

### 概要

山口県立大学・美祢市サテライトカレッジや人権教育に関する講座、市民大学講座、各公民館での活動など多様な生涯学習の場を提供しています。

また、生涯学習団体の活動を支援するとともに、指導者やボランティアの発掘・育成に努めています。

## 今後の展開

第7期計画においても、市民の多様なニーズに対応した講座や学習機会を提供していきます。

また、引き続き指導者等となる人材の発掘や後継者の育成に努めるとともに、公民館等を中心とした地域活動の活性化を図ることで、生涯学習への参加を通じた閉じこもり予防対策を推進していきます。

## (2) スポーツ・レクリエーション活動の活性化

### 概要

身近な場所でスポーツが楽しめるよう、ニュースポーツや軽スポーツの普及に努めるとともに、運動や健康づくりの基礎となるウォーキング等の取組を推進しています。

また、多様なスポーツ・レクリエーションの指導者の育成と確保に努め、指導体制の充実を図るとともに、ニュースポーツフェスティバル等を開催し、その普及に努めています。

## 今後の展開

高齢者がスポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境づくりを進め、その普及に努めるとともに、指導者の育成を推進していきます。

## 基本目標2 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

### 1 健康づくりの推進

高齢者の平均寿命の延伸に伴い、健康な期間だけではなく、健康ではない期間も延びることが予想されます。高齢者の健康づくりの推進を図り、平均寿命の延び以上に健康寿命\*を延ばし、健康ではない状態になる時期を遅らせることは、個人の生活の質の低下を防ぐ観点から非常に重要です。

#### (1) 健康相談の充実

##### 概要

家庭における健康管理に関する総合健康相談やテーマを決めて行う病態別相談、骨粗鬆症予防相談、歯周疾患予防相談等を実施し、必要な指導及び助言を行っています。

## 今後の展開

高齢者が健康的な生活を継続できるよう、広報紙やパンフレット、美祢市有線テレビ(MYT)等を通じて事業の啓発に努め、地域住民や各種団体の協力のもと実施していきます。

#### (2) 健康教育の充実

##### 概要

第2次健康増進計画に基づく4つの行動目標(食生活、運動、休養、自己管理)に沿った健康教室等を開催し、健康意識の醸成を図るとともに、健康に関する正しい知識を普及しています。

## 今後の展開

高齢者一人一人が健康に関心を持ち、生活習慣病予防に取り組めるよう、テーマを決めた健康教室を開催するほか、糖尿病等の重点教育については、対象者へ個別通知を行うなどその取組を推進します。

また、「ふれあい・いきいきサロン」をはじめとする高齢者の通いの場を活用した健康教育を実施し、健康づくりに関する知識の普及に努めていきます。

### (3) 健康診査の充実

#### 概要

病気の予防、早期発見のためには、定期的な健康診査を受けることが重要であることから、広報紙や美祢市有線テレビ(MYT)等により情報提供するとともに、未受診者へは個別通知を行うなど受診勧奨に努めています。

## 今後の展開

健康診査の充実、より精度の高い検査の実施、対象者が受診しやすい体制づくりに努めるとともに、様々な媒体を通じて情報提供を行い、自己管理意識を高めることで、受診率の向上を図ります。

## 2 介護予防の推進 <重点施策>

高齢者が生きがいを持って生活ができる地域の実現を目指し、要支援・要介護状態になることを予防し、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、効果的かつ効率的な取組を推進します。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

#### 概要

本市においては、平成29年4月から、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成される介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

そのうち、介護予防・生活支援サービス事業については、要支援認定者や基本チェックリスト該当者に対し、訪問型サービスと通所型サービスを提供していますが、今後は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの開発や担い手の育成等の体制整備を図っていく必要があります。

また、一般介護予防事業については、全ての高齢者を対象として、高齢者の在宅生活の実態調査や介護予防教室を実施しています。

## 今後の展開

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進するため、介護サービス事業所のみならず、地域住民自らが担い手として参加する住民主体のサービスやシルバー人材センターをはじめとする新たな主体による多様なサービスの提供体制を構築していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが円滑に利用できるよう、適切なケアマネジメント\*を行います。

#### ② 一般介護予防事業

##### ■ 介護予防把握事業

民生委員の協力のもと、関係機関と共同で「高齢者保健福祉実態調査」を実施し、在宅高齢者の

生活実態などを調査することで、何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動への取組につなげます。

### ■介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及や運動器の機能向上等を図る介護予防教室の開催を通じ、市民一人一人の主体的な介護予防活動を支援していきます。

計画		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 教室	開催回数	25 回	25 回	25 回
	延参加者数	500 人	500 人	500 人

実績		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
介護予防 教室	開催回数	35 回	19 回	20 回
	延参加者数	506 人	261 人	260 人

### ■地域介護予防活動支援事業

介護予防リーダー養成講座を開催し、活動の担い手となる住民ボランティア等の人材を育成するとともに、自主グループの活動に補助金を交付し、地域主体の介護予防活動の活性化を図ります。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
リーダー養成講座受講者数	25 人	25 人	25 人

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
リーダー養成講座受講者数	12 人	0 人	15 人

### ■一般介護予防事業評価事業

本計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業を評価し、その結果に基づき、事業全体の改善を図ります。

### ■地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与など、効果的かつ効率的な介護予防に資する事業に取り組みます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
リハビリテーション専門職の関与件数	12 件	12 件	12 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
リハビリテーション専門職の関与件数	6 件	17 件	20 件

### 1 介護保険サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護サービスの提供体制を整備し、それぞれの身体状態や生活環境に応じたサービスを自ら選択し利用できるよう支援していきます。

また、介護を要する状態が軽度である高齢者に対しては、「現状を維持するための介護予防」という観点からサービスを提供していきます。

#### (1) 居宅サービスの充実

##### 概要

居宅サービスは、高齢者が介護を要する状態となっても、可能な限り住み慣れた居宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の選択とニーズに応じて提供されるサービスです。

##### 今後の展開

居宅での生活を支えるため、第7期計画においても、サービス利用者数や給付費の動向について継続して分析を行い、適切なサービス提供に努めていきます。

#### (2) 施設・居住系サービスの充実

##### 概要

施設・居住系サービスは、在宅での生活が困難な要介護者に対し、施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを行うもので、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

##### 今後の展開

重度の要介護者や家庭の事情等により施設入所を希望する高齢者を支援するため、第7期計画においても、適切なサービス提供に努めていきます。

なお、介護保険施設や居住系サービス\*の基盤整備にあたっては、既存施設の整備状況や地域密着型サービスその他介護サービスの整備状況を踏まえながら、入所を希望する要介護者に対するサービス見込量や介護保険料への影響を考慮した上で、慎重に検討していきます。

#### (3) 地域密着型サービスの充実

##### 概要

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、身近な地域で提供されるサービスです。

サービスを利用できるのは、原則として美祿市民のみで、本市が事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

## 今後の展開

高齢者の利用動向、ニーズの把握に努めながら、身近な生活圏域ごとに地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供に努めていきます。

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応や医療依存度の高い要介護者を在宅で支援していくため、第7期計画においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備し、サービス提供体制の充実を図ります。

## (4) 介護人材の育成・確保

### 概要

安定的かつ良質な介護サービスを提供していくためには、支える人材の育成・確保、資質の向上が重要となります。

本市では、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成しているほか、山口県や関係機関との連携を図り、介護職員の確保や定着に向けた取組、研修についての情報提供に努めています。

## 今後の展開

介護人材の育成・確保を喫緊の課題と捉え、第7期計画においては、介護福祉士資格取得助成事業を拡充するほか、新たな事業を創設し、長期的な視点で安定的に介護サービスが提供できるための体制を整備していきます。

## (5) 低所得者への対策

### 概要

介護保険料の所得段階別設定における低所得者に対しては、保険料軽減を行うしくみを設けています。

また、介護保険施設等を利用する低所得者に対しては、食費・居住費の補足給付を行うとともに、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用する低所得者に対しては、利用者負担額を軽減し、サービスの利用促進を図っています。

## 今後の展開

第7期計画においても、国の制度に従い、低所得者に対して幅広く支援を行っていきます。

## 2 サービスの質の向上と適正化の推進

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援につなげていくためには、情報提供のしくみづくりや苦情・相談対応の充実を図るとともに、サービス事業者に対し、適切な支援と指導・監督を行うなど、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。

また、介護サービスを必要とする人を適切に認定した上で、事業者がルールに従って利用者にとって真に必要なサービスを提供するよう促すため、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

## (1) 情報提供の充実

### 概要

高齢者やその家族が適切なサービスを安心して利用できるよう、広報紙や市ホームページで介護保険制度の情報を提供していますが、更なる充実を図るためには、高齢者に限らず、幅広い層へ周

知を図り、深い理解を進めることが必要です。

### 今後の展開

第7期計画においては、制度改正を踏まえたパンフレットを作成するとともに、広報紙や市ホームページのみならず、介護サービス情報公表システムの周知を図ることで、幅広い層への制度の周知と分かりやすい情報提供に努めていきます。

## (2) 苦情・相談への対応

### 概要

利用者の権利を擁護し、より質の高いサービスを提供していくため、介護サービス事業者に対して、苦情や相談への対応を適切に行うよう働きかけています。

また、苦情や相談の内容によっては、介護サービス事業者のみならず、市、県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他関係機関が連携し、問題の解決に当たることとしています。

### 今後の展開

介護サービス事業者は、苦情や相談への解決に当たる必要がありますが、対応が困難な事例については、利用者保護の観点から、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応により、解決を図っていきます。

## (3) 介護サービス事業者の指定及び指導・監督

### 概要

地域密着型サービス事業者については、美祢市地域密着型サービス運営委員会において、人員、設備及び運営基準に照らし、申請事業所を審査の上、指定しています。

また、既存の地域密着型サービス事業者等に対しては、定期的に実地指導を行い、指定基準の遵守及び不正請求の防止を図っています。

### 今後の展開

平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定、指導・監督権限が市に移譲され、市が権限を有する事業所が増加しますが、基準に従った適正なサービスの運営が確保されるよう、指導・監督機能を強化していきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実地指導実施事業所数	11事業所	11事業所	11事業所

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
実地指導実施事業所数	15事業所	15事業所	13事業所

## (4) 介護給付の適正化

### 概要

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者適切に提供させるため、介護給付の適正化の取組を推進していく必要があります。

## 今後の展開

### ①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査員等に対する研修を通じて、要介護認定調査の平準化を図るとともに、認定調査の選択肢の判断基準、基本調査と特記事項の整合性等について、市職員による点検確認を実施することで、より適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点検率	100%	100%	100%

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
点検率	100%	100%	100%

### ②ケアプランの点検

居宅介護支援事業所にケアプラン<sup>\*</sup>の提出を求め、点検することで、介護支援専門員<sup>\*</sup>の「気づき」を促し、「自立支援に資する適正なケアマネジメント」につながるよう支援していきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施件数	54 件	54 件	81 件
点検率	4.3%	4.3%	6.3%
点検実施事業所数	13 事業所	13 事業所	13 事業所

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
実施件数	51 件	52 件	45 件
点検率	4.2%	4.6%	4.0%
点検実施事業所数	13 事業所	13 事業所	12 事業所

### ③住宅改修等の点検

住宅改修が適正に実施されているか、申請書類や写真からは現状が分かりにくい場合においては、必要に応じて確認調査を実施します。

福祉用具については、利用者に対する訪問調査等を実施し、その必要性や利用状況を確認します。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修実態調査件数	2 件	4 件	4 件
福祉用具実態調査件数	2 件	2 件	2 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
住宅改修実態調査件数	3 件	2 件	4 件
福祉用具実態調査件数	0 件	0 件	2 件

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会と連携し、効果的かつ効率的な縦覧点検及び医療情報との突合を実施します。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
縦覧点検	12 か月	12 か月	12 か月
医療情報との突合	12 か月	12 か月	12 か月

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
縦覧点検	12 か月	12 か月	12 か月
医療情報との突合	12 か月	12 か月	12 か月

#### ⑤介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額等を通知することにより、事業の透明性を確保し、介護保険制度に対する認識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発送回数	1 回	1 回	1 回
年間通知総件数	2,000 件	2,000 件	2,000 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
発送回数	1 回	1 回	1 回
年間通知総件数	1,971 件	1,843 件	1,747 件

#### ⑥給付実績の活用

国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績から、不適切な給付の可能性のある介護サービス事業者を抽出し、適正なサービスが提供されるよう指導に努めます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点検実施回数	2 回	2 回	3 回

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
点検実施回数	0 回	1 回	3 回

### 3 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が安心して可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護保険サービスに加えて、高齢者やその家族の多様なニーズに対応した各種の高齢者福祉サービスを提供していく必要があります。

#### (1) 地域支援事業・高齢者福祉事業の充実

##### 概要

高齢化率の高い本市においては、一般世帯の半数以上が高齢者のいる世帯となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も今後増加していくことが想定されることから、高齢者や

その家族の状況、地域の実情に応じたサービスの提供に努めています。

## 今後の展開

### ①家族介護支援事業

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護者を対象として、介護方法についての知識や技術を習得してもらうための教室や介護者相互の情報交換のための交流会を開催します。

高齢者の増加とともに介護者の負担もより一層高まるものと考えられるため、第7期計画においては、より多くの人に参加できるように、教室の開催回数を増やし、事業の充実を図ります。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教室開催回数	30回	30回	30回
延参加者数	500人	500人	500人

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
教室開催回数	23回	21回	26回
延参加者数	375人	324人	420人

### ②緊急通報体制等整備事業

日常生活上注意を要する状態の高齢者宅に、24時間体制の受信センターと双方向で会話ができる緊急通報装置を設置します。

第7期計画においても、民生委員等を通じて緊急通報装置の有効性を市民へ広く周知しながら、利用者の増加に努めていきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数	110台	110台	110台

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数	107台	94台	110台

### ③配食サービス事業

食事の確保が困難な高齢者宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。

第7期計画においては、事業内容の見直しも視野に入れ、安定的かつ継続的に実施できる体制の構築を検討していきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	130人	130人	130人
延配食数	17,880食	17,880食	17,880食

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
実利用者数	93人	68人	97人
延配食数	9,772食	8,293食	10,800食

#### ④家族介護用品支給事業

寝たきり高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給し、家族による介護を支援します。

高齢者を在宅で介護する家族にとって必要な事業であるため、第7期計画においては、多くの高齢者が対象となるよう事業を拡充し、高齢者の在宅生活及び家族介護を更に推進していきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給人数	28人	28人	28人
実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
支給人数	7人	5人	14人

#### ⑤生活管理指導短期宿泊事業

家族の疾病等の理由により在宅での生活が一時的に困難な高齢者が養護老人ホーム等に短期間入所することにより、当該高齢者の福祉の向上を図ります。

第7期計画においても、高齢者及びその家族に対する必要な支援策として継続して実施していきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延利用者数	150人	150人	150人

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
延利用者数	259人	379人	319人

#### ⑥成年後見制度利用支援事業

判断能力の低下した認知症高齢者等の代理として、法的な手続や福祉サービスの利用契約などを行う後見人等を選任するため、成年後見等開始審判の市長申立てを行うとともに、申立費用や後見人報酬の助成を行います。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
制度利用件数	4件	6件	6件

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
制度利用件数	3件	5件	5件

#### ⑦住宅改修支援事業

介護認定を受けている高齢者のうち、居宅介護支援事業所と契約をしていない人が介護保険で住宅改修を行う際に、必要な理由書の作成に要する費用に対し助成を行います。

近年の助成実績は少ないですが、第7期計画においても継続して実施していきます。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成件数	3件	3件	3件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
助成件数	0 件	0 件	0 件

### ⑧老人保護措置事業

環境上及び経済的理由により在宅生活が困難となった高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム等へ入所措置し、その生活を支援していきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
被措置者数	30 人	30 人	30 人

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
被措置者数	24 人	20 人	30 人

### ⑨心配ごと相談事業

美祢・美東・秋芳の各地域において、定期的に高齢者の日常生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとの相談に応じる時間を設け、適切な助言や支援を行います。

第 7 期計画においても引き続き実施し、誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談件数	85 件	85 件	85 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
相談件数	116 件	102 件	109 件

### ⑩老人日常生活用具給付事業

認知症等により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器）を支給します。

しかしながら、近年の利用実績は非常に少ないため、第 7 期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ廃止することとします。

### ⑪訪問理美容サービス事業

理美容院に出向くことが困難な高齢者宅に理美容師を派遣し、その出張旅費を負担します。

しかしながら、近年の利用実績は非常に少ないため、第 7 期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ廃止することとします。

### ⑫福祉電話貸与事業

電話を保有しておらず、安否を確認する必要があるひとり暮らし高齢者に対して、無料で電話を貸与し、その基本料金を負担します。

しかしながら、近年、新規申請者がいないため、第 7 期計画において再度、事業の周知を図った上で、利用者の増加につながらなければ、現利用者をもって廃止することとします。

### ⑬敬老会行事開催事業

長年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うとともに、敬老意識の高揚を図る

ことを目的として開催される各地区の敬老会について、主催する各地区社会福祉協議会等に対し、補助金を交付し、自主的な運営・開催を支援します。

#### ⑭敬老祝金支給事業

高齢者の福祉の増進と敬老精神の高揚に寄与することを目的として、節目の年齢を迎えた高齢者に敬老祝金を支給します。

なお、高齢化の進展に伴い、支給対象者が増加傾向にあることから、事業効果を勘案しながら、支給対象年齢や支給額の見直しを検討していきます。

#### ⑮老人福祉施設運営事業

高齢者が気軽に利用できる場所として、高齢者福祉施設「カルストの湯」及び厚保、豊田前、嘉万の各老人憩いの家を運営し、各施設の適切な維持管理に努めますが、老朽化した施設や利用者数が減少傾向の施設もあることから、その運営方法のあり方を検討していきます。

## 基本目標4 安心して暮らせるまちづくりの推進

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

平成29年6月に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により関係法令が改正され、自立支援・重度化防止に向けた保険者の強化、在宅医療と介護の連携強化、地域共生社会<sup>\*</sup>の実現に向けた取組をはじめとする新たな事項が盛り込まれました。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年（2040年）に向けて、本市においても地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### 概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、地域包括ケアシステムの中核機関として、重要な役割を担っています。

日常生活圏域ごとに設置している本市の地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職員を配置し、ワンストップの窓口として多様な相談に対応できる体制を整備するとともに、研修等を通じて、職員の資質の向上に努めています。

その上で、地域包括支援センターを安定的・継続的に運営していくため、地域包括支援センター自らがその取組を振り返るための自己評価を実施するとともに、美祢市地域包括支援センター運営協議会と連携し、事業の実施状況を評価することで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図っていくことが重要です。

また、地域共生社会への実現に向けて、高齢や障害等の複合化したニーズへの対応を強化する観点から、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努める必要があります。

## 今後の展開

### ①地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの構築のための重要な手法である地域ケア会議については、関係機関相互のネットワークを形成し、個別の課題のみならず地域に共通した課題の把握に努め、情報共有や課題解決に向けた支援を実施していくとともに、地域づくりや資源開発、政策形成につなげていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	30 回	30 回	30 回

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
開催回数	28 回	29 回	30 回

### ②総合相談支援業務

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握した上で、適切なサービスや制度に関する情報を提供し、総合的な相談体制の充実・強化に努めていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延相談件数	1,650 件	1,670 件	1,700 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
延相談件数	2,391 件	2,128 件	2,100 件

### ③権利擁護業務

高齢者が尊厳ある生活を維持し安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な観点から、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に向けた情報提供など、高齢者の権利擁護のための取組を総合的に推進します。

### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種が相互に連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する支援を実施していきます。

### ⑤介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した人に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービスや通所型サービスのほか一般介護予防事業や民間事業者により提供される生活支援サービスなど適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行っていきます。

## (2) 在宅医療と介護の連携強化

### 概要

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療関係職種と介護関係職種との連携を推進していますが、本市の実情に合った連携のあり方を検討していく必要があります。

### 今後の展開

第7期計画においても、医師会等と連携しながら、地域の医療、介護サービス資源の把握、地域住民への普及啓発に努めていきます。

また、多職種による会議や研修会を開催し、医療関係職種と介護関係職種の顔の見える関係を構築していくとともに、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、医療や介護関係者からの相談を受け付ける体制を構築します。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数	24件	36件	48件

実績	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込
相談件数	15件	11件	20件

## (3) 生活支援体制の整備

### 概要

地域全体で高齢者の生活を支えていくためには、医療や介護のサービス提供のみならず、民間企業、協同組合、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティア等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援サービスを提供していく必要があります。

その提供体制を整備するため、多様な主体による取組のコーディネート業務を実施する「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携の強化の場である「協議体」を設置しています。

### 今後の展開

生活支援コーディネーターと協議体を中心となって、地域の課題や社会資源の把握、生活支援サービスの開発・創出に努め、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進していきます。

#### 【生活支援コーディネーターの主な業務】

- ア 生活支援の担い手の育成、サービスの開発等の資源開発
- イ サービスの提供主体等の関係者のネットワーク構築
- ウ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

## (4) 認知症施策の推進

### 概要

今や65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症、またはその予備軍とされています。高齢化の進展に伴い、今後も増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住

み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組を推進していくことが重要です。

そのためには、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であるということを社会全体で認識し、認知症になっても、よりよく生活していくことができる環境を整備していく必要があります。

本市では、国が策定した「新オレンジプラン」に基づき、複数の専門職（認知症サポート医、医療系専門職、介護系専門職）で構成された認知症初期集中支援チームや専門的知識を有する認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人やその家族に対する効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進しています。

## 今後の展開

### ①認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを中心として、認知症及び認知症が疑われる人並びにその家族に初期の支援を包括的かつ集中的に行い、その支援体制の充実を図ります。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チームの対応件数	6 件	8 件	10 件

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
認知症初期集中支援チームの対応件数	3 件	4 件	5 件

### ②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心として、地域における相談体制の構築と認知症ケアの向上に努めるほか、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを記載した「認知症ケアパス<sup>\*</sup>」を普及させ、認知症の人を地域で支えていく体制を構築していきます。

また、認知症状の悪化予防や情報交換、認知症についての正しい知識の普及啓発等の活動拠点である「認知症カフェ」の運営団体に対し補助金を交付し、その設置・運営を支援するとともに、多くの人が利用できるよう、周知を図っていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症カフェ設置数	6 か所	8 か所	10 か所

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
認知症カフェ設置数	7 か所	7 か所	8 か所

### ③認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク事業

認知症等の人徘徊により行方不明となった場合に、認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワークにより、家族や警察だけでなく、地域の協力のもと早期に発見できる体制を構築しています。

本市では、市民に親しみやすいよう、SOSネットワークを「オレンジネットワーク」と命名し、行方不明となるおそれのある認知症等高齢者や協力団体の事前登録を促進し、その拡大に努めています。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
新規登録協力団体数	5 団体	5 団体	5 団体
高齢者新規登録者数	5 人	5 人	5 人

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
新規登録協力団体数	5 団体	0 団体	5 団体
高齢者新規登録者数	7 人	10 人	5 人

#### ④認知症サポーター等養成事業

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援する応援者（サポーター）になるための認知症サポーター養成講座の開催を進めるとともに、認知症サポーターには、その証として「オレンジリング」を配布し、活動の輪を広げていきます。

また、認知症サポーター養成講座の講師役となる、「キャラバン・メイト※」の育成に努めるとともに、市内の企業や団体、学校等に対しては、積極的に講座の開催を呼びかけていきます。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座受講者数	250 人	250 人	250 人

実績	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度見込
認知症サポーター養成講座受講者数	304 人	406 人	250 人

## 2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が自立し、主体性を持った生活を送るためには、安全で快適な生活環境を整備することが重要です。

そのためには、高齢者が利用しやすい移動手段や住居の確保を支援するとともに、交通安全や防災・防犯対策を充実させ、高齢者にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

### (1) 移動手段の確保・充実

#### 概要

美祢市地域公共交通網形成計画に基づき、交通不便地域でミニバス（デマンド型乗合タクシー）を運行し、高齢者の移動手段の確保・維持に努めていますが、全ての交通不便地域でミニバスでの移動環境を整備することは困難な状況にあります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、外出する際の移動手段として、「自動車（自分で運転）」（61.7%）が圧倒的に多く、自動車への依存度が高いのが現状ですが、加齢により運転ができなくなる高齢者の増加を見据え、高齢者の移動手段の充実を検討する必要があります。

## 今後の展開

ミニバスについては、地域のニーズを考慮し、運行ルート等の見直しを図りながら、その利用率の向上に努めていきます。

また、公共交通機関のみでは交通不便地域を解消していくことは困難なことから、新たに介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を検討していくなど、地域住民をはじめとする多様な実施主体による移動手段の確保・構築を検討していく必要があります。

## (2) 高齢者の居住支援

### 概要

高齢者が安心して居住できる良質な民間賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅や空き家等情報バンク制度の情報提供を行い、住居の確保を支援しています。

また、環境上及び経済的理由により在宅生活が困難となった高齢者を受け入れる施設として、養護老人ホーム美祢市共楽荘を運営しています。

## 今後の展開

第7期計画においても、高齢者が地域とつながりをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅部局や関係機関と情報を共有し、高齢者に寄り添った居住支援を継続していきます。

## (3) 交通安全対策の充実

### 概要

定期的に高齢者向けの交通安全教室やイベントを開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、区画線や転落防止柵等の交通安全施設の設置を進めています。

しかしながら、高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢ドライバーによる交通事故の割合が多くなっているのが現状です。

## 今後の展開

高齢者が関わる交通事故の抑制を図るため、高齢者に対する交通安全教育を重点的に実施し、高齢ドライバーの交通安全定期診断や運転免許証の自主返納等の促進に努めていきます。

また、運転者と歩行者が安全でゆとりのある通行ができるよう、引き続き交通安全施設の整備を計画的に進めていきます。

## (4) 災害時等の緊急時の体制整備

### 概要

総合防災訓練や防災講演会等を開催し、高齢者の防災意識の向上を図るとともに、高齢者宅には、かかりつけ医や持病等の情報を記載したカードを入れる救急カプセルや24時間体制の受信センターと双方向で会話ができる緊急通報装置の設置を推進しています。

また、民生委員と協働し、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者の事前登録制度の周知を図っています。

## 今後の展開

高齢者を含む市民一人一人の防災意識を高め、災害時等に的確な判断や行動がとれるように、情報伝達手段の多様化や自主防災組織の活動支援に努めます。

また、避難行動要支援者の事前登録制度の更なる周知を図るとともに、美祢市社会福祉協議会と

連携し、災害ボランティアを中心とした協力体制の整備を進めます。

## (5) 犯罪被害対策の推進

### 概要

高齢者がうそ電話等の特殊詐欺被害に遭わないよう、美祢市防犯対策協議会と連携し、ダイレクトメールやキャンペーン等を通じて、高齢者の防犯意識の高揚を図っています。

また、消費者被害の相談窓口として、美祢市消費生活センターを設置し、専門員による相談体制の充実に努めるとともに、美祢市消費者の会と連携し、啓発活動を実施しています。

このほか、防犯ボランティアの育成・強化を図るとともに、美祢市社会福祉協議会と共同で各区が管理する防犯灯の設置に係る費用の一部を助成しています。

### 今後の展開

多様化する犯罪被害に遭わないよう、美祢市防犯対策協議会や美祢市消費生活センターと連携し、高齢者自らが的確に対応できるための情報提供や啓発活動に努めていきます。

また、引き続き防犯ボランティアの育成や防犯灯設置費の助成を行い、市民の自主的な防犯活動を支援していきます。